

2012年7月27日

名古屋市教育委員会
教育長 伊藤 彰 様

名古屋市教職員労働組合
執行委員長 中村 茂喜

要求項目への未回答に対して、回答を行うことを要求する

2012年7月18日の名古屋市教職員労働組合との定期交渉において、予備交渉で「回答する」「考え方を述べる」と決めた要求項目で、回答がなかったり、一括回答ということで要求に沿った回答がなされていなかったものがありました。これらについては、予備交渉で取り決めたことに対する不履行であり、不誠実である言わざるを得ません。以下の要求項目について、8月10日までに名古屋市教育委員会の責任において、回答することを要求します。

4 再任用、再雇用について

- (2) ② 希望する者には再任用の勤務校は退職時の勤務校とし、教育の継続性を図ること。
- (4) ① 再雇用嘱託員としての教育事務嘱託員のすべての職種を明らかにし、管理職独占状態をやめ、公平・公正で透明性の高い選考をすること。

5 労働安全衛生体制について

- (1) ……まずもって全校職場に「4・3通知」全文そのままを周知徹底させること。また、2010年3月5日には、愛知県教委から「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について」（以下「3・5通知」の通知とともに、労働時間記録簿が示された。この通知を各校長に周知すること。2011年12月21日には、文科省より「公立学校等における労働安全衛生管理態勢の整備促進について」の通知がなされた。市教委の安全衛生指導を強化するとともに、各職場ごとに実効ある安全衛生管理態勢と具体化を徹底すること。」
- (2) ④ 2011年6月から7月にかけて、市内62校で「教員の勤務実態に関するアンケート」が実施された。平日の勤務時間外に行った仕事時間が平均3時間11分にもものぼっていることが明らかになった。さらに詳細なデータを取得するために継続的な調査をするとともに、その解消方策と割り振り徹底を指導すること。
- (3) 把握した結果をもとにした長時間労働の解消
 - ① 校長は、労働時間の「記録簿」に基づき、職場の安全衛生委員会を中心に、教員一人ひとりについて、時間外労働をどう解消していくのかの具体的な検討をすすめること。
 - ② 教育委員会は、各学校の教職員の労働時間の「記録簿」を集約し、教職員の労働時間の実態を公開すること。
 - ③ 教育委員会は、集約された教職員の労働時間の実態を検討し、時間外労働を解消する具体的な対策を教育委員会の安全衛生委員会に提案すること。
- (4) 2008年4月から義務づけられた医師による面接指導の確実な実施
 - ① 教育委員会・校長は4月から実施が義務づけられた「医師による面接指導」の体制整備を図り、関係する教職員への確実な周知を徹底すること。「長時間労働による健康障害防止のための問診票」を全教職員に配布しておくこと。
 - ② 時間外労働が1月当たり100時間を超えている教職員、2ないし6月平均80時間を超えた教職員については、本人の申し出ではなく、義務として医師面接を行うこと。
 - ③ 時間外労働が1月当たり45時間を超える教職員については、面接指導を行うこと。
- (5) ① 賃金不払いの勤務時間外の労働を解消すること
 - ② 自主的で自発的に労働しているとする「勤務時間外の私的行為」が確認できたときは、解消するように指導すること。
 - ③ 自主的で自発的に労働しているとする「勤務時間外の私的行為」は公金の私的使用で犯罪となる。解消するために全市的な実態調査を行うこと。
 - ④ 週に1回の「ノー残業デー」を設定するように校長を指導すること。
- (7) ① 市教委から各学校への調査、照会、提出書類を簡素化するとともに、見直しや廃止を図る

こと。

- ② 勤務時間の短縮に見合った仕事量の縮減を早急にかつ具体的に示すこと。また、校長には、それぞれの職場において仕事量の縮減を行う具体的な案を市教委へ提出させるようにすること。
- ③ 勤務時間の短縮に見合った具体的な仕事量の縮減が提示できない場合には、1日につき15分の勤務時間の短縮が8時間労働の32分の1であることから、その時間に見合った教員の増員を図ること。
- ④ 7時間45分の労働時間を超える「サービス残業」がないように校長を指導するとともに、時間外の労働については適正に割り振り変更をするよう校長を指導する
- (8) ④ メンタルヘルスアンケートの項目に、毎月の労働時間、持ち帰り残業時間と睡眠時間の記入欄を追加して、全教職員に提出させること。
- (9) ① 健康と安全を増進させるために、全職員に「健康のための自己管理表」の記入を指導すること。提出された管理表は毎回の市教職員安全衛生委員会の議題とすること。
市教職員安全衛生委員会では、提出者数の実数を校種ごと、区ごと、職種ごとに報告を受け、教職員安全委員会として分析することと提出の促進を図ること。
- ② 「健康のための自己管理表」に、面接希望の有無についての記入欄を追加すること。
- ③ 時間外勤務が一月80時間を超えた職員すべてに、産業医との面接を実施すること。

6 部活動について

(1) 長時間練習・朝練・休日の試合について

昨年回答に「部活動は、学校教育活動の一環であり、学校ごとの教育活動全般の計画の中に位置付けられています。名古屋市が発行した『楽しく充実した運動部活動』の内容を踏まえ、各学校において『学校の部活動運営方針』に基づき、活動期間や時間、活動内容等とともに、子どもの生活面に関しても配慮されていると考えています。」とあるが、授業後の長時間の練習はもちろん朝練や土日連続しての対外試合など明らかに「楽しく充実した運動部活動」の内容から逸脱している。指導・引率する教職員の時間外に及ぶ勤務も、配慮・割り振り不可能な時間数になっている。早急に指導対処すること。

(2) 教職員の勤務については、

「各学校が作成する計画に基づき、実施されていると考えています。部活動指導については、校長が実態を把握しながら、適切に管理していると考えています。」と昨年度交渉でも繰り返し回答されているが、「通常の部活動は、教職員の勤務時間内から始まり勤務時間外へと連続して行われることが多い」と当局も認める時間外の部活動勤務について、「適切に管理している」とはどのような方法によってなされているのか明確にすること。

7 「教職員評価システム」の実施について

一部未回答 → 回答するように要求する

- (1) 本年度の全校・全員実施の実態調査と関係者の意識調査をおこない、問題点等をすみやかにまとめて公表するとともに、教職員の意見を聞く機会を設けること。
- (2) 勤務時間外の面談実施など『手引き』からの逸脱がないように、校長を指導すること。
- (3) 面接時にハラスメントと思われるような事態が生じないように、当面、県の指針を校長に指導すること。

11 障害児教育の拡充について

- (2) 特別支援学校や特別支援学級には本務欠員補充教員を多数勤務させている。本務欠員補充教員は0にすること。
- (3) 特別支援教育に携わる教員は、必ず免許のある者とする。また、特別支援学級や通級教室では新採用者の一人担任は行わないこと。

16 その他

- (1) 名教労に対して、他の職員団体と差別することなく、教育館内に事務所として1室を提供すること。
- (2) ① 他の職員団体には文書交換箱を提供しながら名教労には提供できない理由を示すこと。
- (3) 2008年第2回交渉で「他の職員団体に無償で配付している定期刊行物や資料について調査し、配付できるようにする」と回答したが、滞っている。配付できる定期刊行物や資料の一覧を示すとともに、早急に交換箱を利用して、名教労にも配付すること。